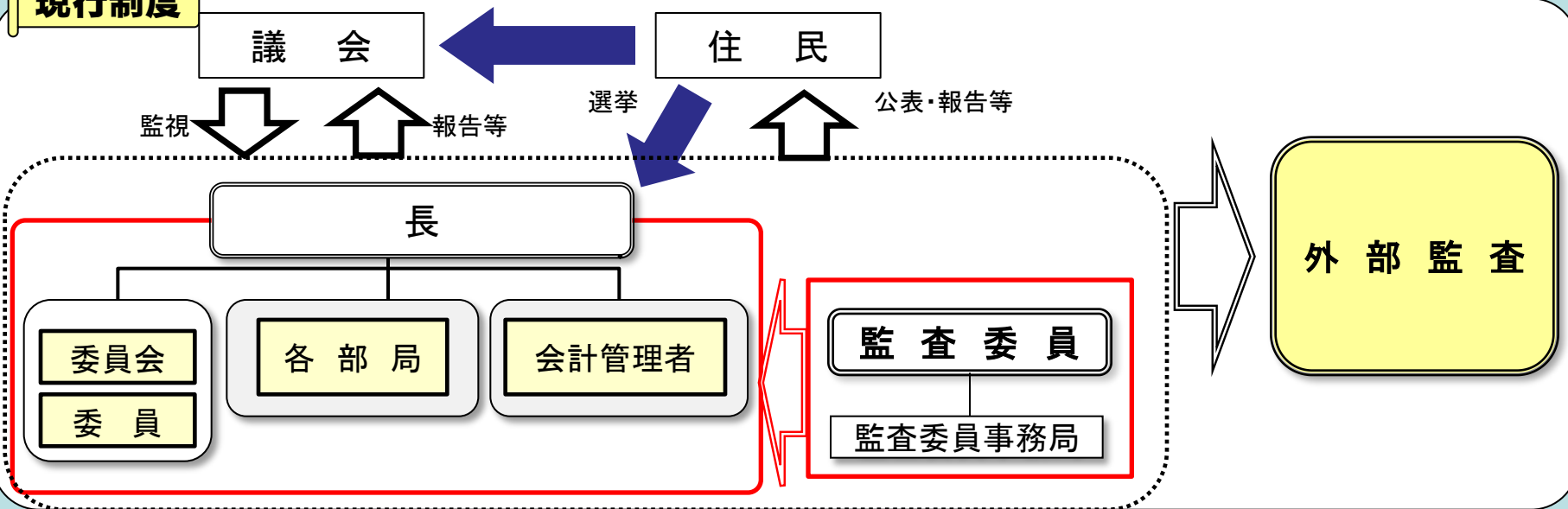


監査制度の見直しの方向性について
(たたき台)

平成22年 7月22日

監査制度の見直しに当たっての課題等

現行制度



現行制度の課題等

- 内部監査（監査委員）と外部監査（外部監査人）の監査機能が不明確
 - ・重複した監査が多数存在する。
- 内部の職員の独立性・専門性は不十分
 - ・監査委員を補助する職員は、ローテーション人事により監査対象部局と他部局との間を異動していることから、監査に関する専門的知識が不十分である。
- 現行監査委員及び外部監査人の責任が不明確
 - ・責任に係る規定が整備されていない。
- 監査基準の不存在
 - ・監査の手法がまちまち。監査基準として十分なものが存在しない。
- 外部監査人の組織性が不十分
 - ・監査人のインシティブで特定のテーマのみを扱うことを前提とした制度のため、包括的に財務の適正を担保するための組織体制となっていない。

監査機能別の見直しの方向性について

現行の監査機能の分類

監査委員

- ▶ 決算審査(§ 233②)
- ▶ 例月出納検査(§ 235の2①)
- ▶ 基金の運用状況の審査(§ 241⑤)
- ▶ 健全化判断比率の審査(健全化法 § 3①)

- ▶ 財務監査(§ 199①④⑤)

- ▶ 行政監査(§ 199②)

- ▶ 住民の直接請求による監査(§ 75)
- ▶ 住民監査請求による監査(§ 242)
- ▶ 職員による現金等の損害事実の有無の監査(§ 243の2③)

- ▶ 長又は議会の請求による監査(§ 98②・199⑥)

- ▶ 財政援助団体等の監査(§ 199⑦)
- ▶ 指定金融機関等の監査(§ 235の2②等)

外部監査

- ▶ 財務監査(§ 252の37①)

- ▶ 住民の直接請求による監査(§ 252の39①)
- ▶ 住民監査請求による監査(§ 252の43①)

- ▶ 長又は議会の請求による監査(§ 252の40①・252の41①)

- ▶ 財政援助団体等の監査(§ 252の37④・252の42①)

見直しの方向性

担うべき主体

正確性

合規性

3E

要求監査

その他

正確性

合規性・3E

・財政状況を対外的に正確に公表するため、外部のチェックを強化

・長の内部統制体制の整備による自己チェック体制の強化
+
・一定の独立性をもった機関のチェックにより内部統制の適正さを担保
・自らの団体を自らの職員がチェックしないシステム

・議会の監視機能や長の行政評価に委ねる

・住民自治の保障の観点から存置し、一定の独立性をもった機関がチェック

・長や議会の請求による監査はそれぞれの本来の権能として実施

・財政援助団体等は長が、指定金融機関等は会計管理者が自らチェック

外部主体

内部主体

廃止

内部又は外部
いずれもあり得るか

廃止

廃止

※ 下線は義務付け規定

見直し案① <長の責任の明確化及び監査機能の外部化>

長の責任をより明確化するとともに、独立性・専門性をより高めるため、監査の外部化を進める。予算執行等については長が内部統制機能としてチェックを行い、不適正な予算執行等が発見された場合は長が責任を負う。決算等については外部監査人が監査を行い、監査後において不適正な決算処理等が発見された場合は外部監査人が責任を負う。

監査委員が行う監査等

- 決算審査 (§ 233②)
- 例月出納検査 (§ 235の2①)
- 基金の運用状況の審査 (§ 241⑤)
- 健全化判断比率の審査 (健全化法 § 3①)
- 定期財務監査 (§ 199①④)
- 随時財務監査 (§ 199①⑤)
- 行政監査 (§ 199②)
- 住民の直接請求による監査 (§ 75)
- 住民監査請求による監査 (§ 242)
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査 (§ 243の2③)
- 長又は議会の請求による監査 (§ 98②・199⑥)
- 財政援助団体等の監査 (§ 199⑦)
- 指定金融機関等の監査 (§ 235の2②等)

外部監査人が行う監査

- 包括外部監査 (§ 252の36～ § 252の38)
- 個別外部監査 (§ 252の39～ § 252の44)

長が行う内部統制等

- 定期財務監査 (内部統制として行う)
- 随時財務監査 (内部統制として行う)
- ~~行政監査~~
- 内部統制のモニタリング

外部監査人が行う監査

- 決算審査
- 例月出納検査
- 基金の運用状況の審査
- 健全化判断比率の審査
- 随時財務監査(合規性)
- 住民の直接請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査
- ~~長又は議会の請求による監査~~
- 内部統制の監査

長が監査

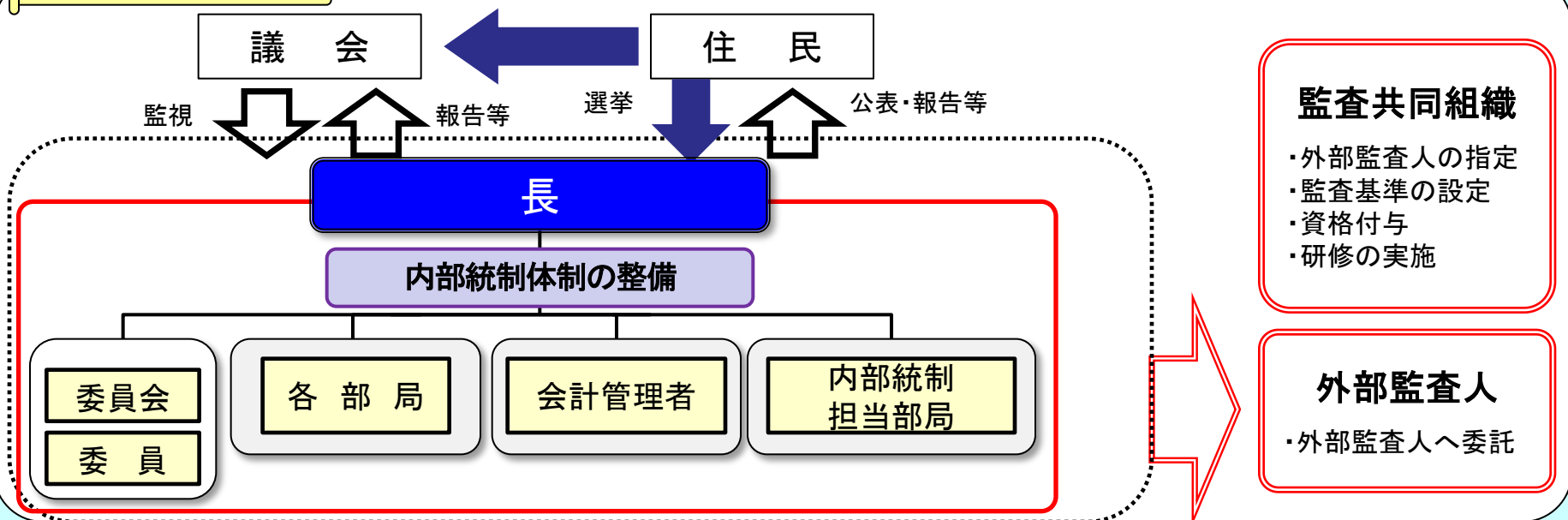
- 財政援助団体等の監査

会計管理者が監査

- 指定金融機関等の監査

見直し案①<長の責任の明確化及び監査機能の外部化>の考え方

改正案のイメージ



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<監査のあり方>

- 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- 公信性を担保するため監査は外部化し、決算審査、健全化判断比率の審査をはじめ、要求監査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案②<内部と外部の監査機能の明確化>

内部の行う監査と外部の行う監査を明確化する。予算執行等については内部監査役が監査を行い、監査後において不適正な予算執行等が発見された場合は内部監査役が責任を負う。決算等については外部監査人が監査を行い、監査後において不適正な決算処理等が発見された場合は外部監査人が責任を負う。

監査委員が行う監査等

- 決算審査 (§ 233②)
- 例月出納検査 (§ 235の2①)
- 基金の運用状況の審査 (§ 241⑤)
- 健全化判断比率の審査 (健全化法 § 3①)
- 定期財務監査 (§ 199①④)
- 随時財務監査 (§ 199①⑤)
- 行政監査 (§ 199②)
- 住民の直接請求による監査 (§ 75)
- 住民監査請求による監査 (§ 242)
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査 (§ 243の2③)
- 長又は議会の請求による監査 (§ 98②・199⑥)
- 財政援助団体等の監査 (§ 199⑦)
- 指定金融機関等の監査 (§ 235の2②等)

外部監査人が行う監査

- 包括外部監査 (§ 252の36～ § 252の38)
- 個別外部監査 (§ 252の39～ § 252の44)

内部監査役が行う監査等

- 定期財務監査
- 随時財務監査
- ~~行政監査~~
- 住民の直接請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査
- ~~長又は議会の請求による監査~~
- 内部統制の監査

外部監査人が行う監査

- 決算審査
- 例月出納検査
- 基金の運用状況の審査
- 健全化判断比率の審査
- 随時財務監査(合規性)

長が監査

- 財政援助団体等の監査

会計管理者が監査

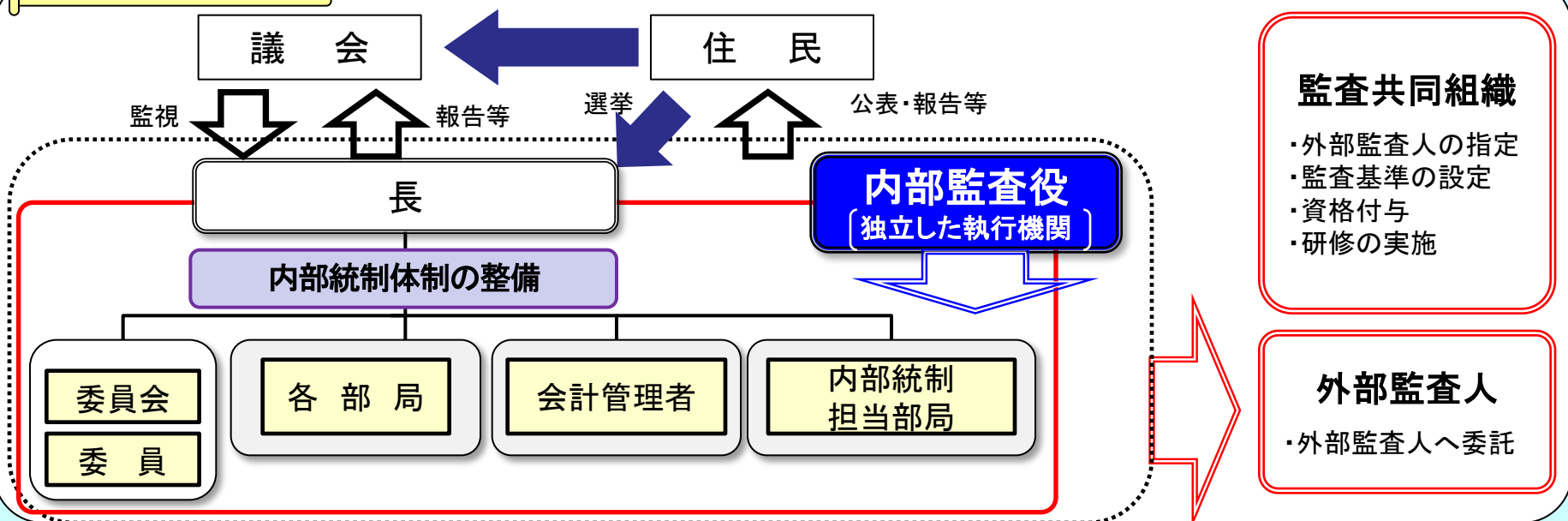
- 指定金融機関等の監査

内部統制担当部局

- 内部統制のモニタリング

見直し案② <内部と外部の監査機能の明確化> の考え方

改正案のイメージ



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部の監査のあり方>

- 長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役（議会の同意を得て、長が任命）」を設ける。

<外部の監査のあり方>

- 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- 決算審査、健全化判断比率の審査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案③<監査機能の共同化>

監査の独立性・専門性をより高めるため、地方公共団体が地方監査共同組織を設立して、監査等を共同して行う。予算執行や決算等については地方監査共同組織が監査を行い、監査後において不適正な予算執行や決算処理等が発見された場合は地方監査共同組織が責任を負う。

監査委員が行う監査等

- 決算審査(§ 233②)
- 例月出納検査(§ 235の2①)
- 基金の運用状況の審査(§ 241⑤)
- 健全化判断比率の審査(健全化法 § 3①)
- 定期財務監査(§ 199①④)
- 随時財務監査(§ 199①⑤)
- 行政監査(§ 199②)
- 住民の直接請求による監査(§ 75)
- 住民監査請求による監査(§ 242)
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査(§ 243の2③)
- 長又は議会の請求による監査(§ 98②・199⑥)
- 財政援助団体等の監査(§ 199⑦)
- 指定金融機関等の監査(§ 235の2②等)

外部監査人が行う監査

- 包括外部監査(§ 252の36～ § 252の38)
- 個別外部監査(§ 252の39～ § 252の44)

地方監査共同組織が行う監査等

内部監査役監査の共同化

- 定期財務監査
- 随時財務監査
- ~~行政監査~~
- 住民の直接請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査
- ~~長又は議会の請求による監査~~

内部統制の監査

外部監査人監査の共同化

- 決算審査
- 例月出納検査
- 基金の運用状況の審査
- 健全化判断比率の審査

長が監査

- 財政援助団体等の監査

会計管理者が監査

- 指定金融機関等の監査

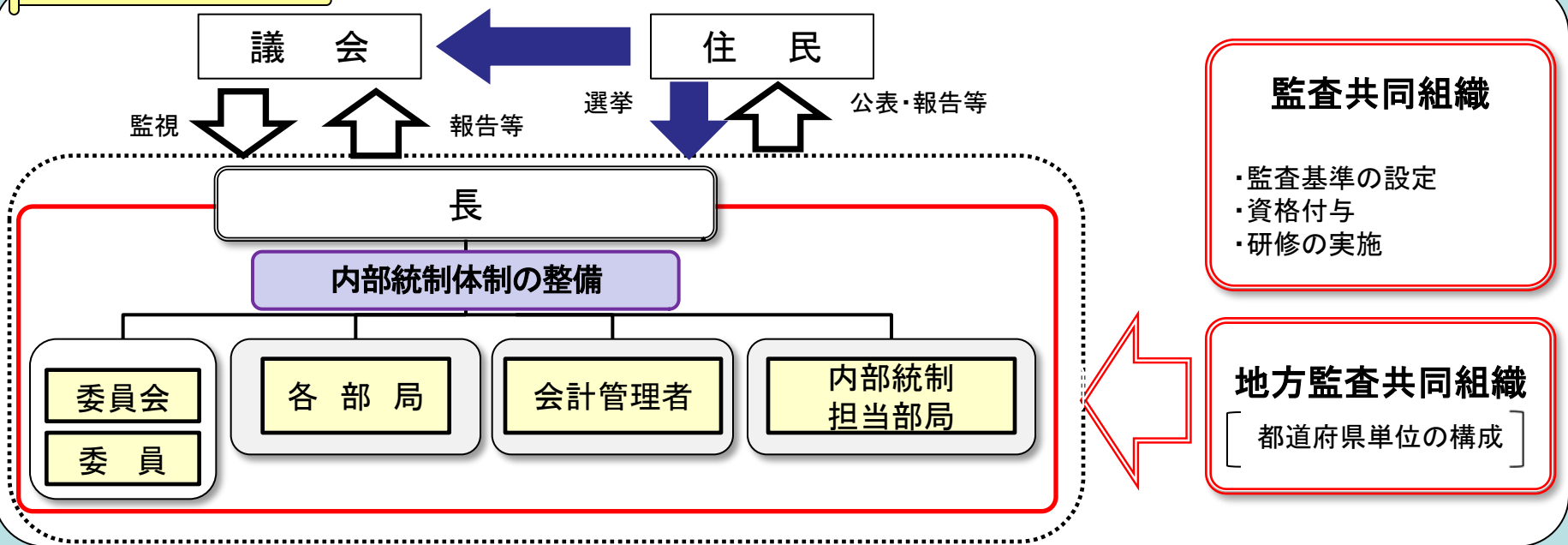
内部統制担当部局

- 内部統制のモニタリング

廃止

見直し案③<監査機能の共同化>の考え方

改正案のイメージ



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部監査機能の共同化のあり方>

- 複数の地方公共団体が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行う。
- 組織の設立の主体については、都道府県単位の構成とする。
※複数の都道府県が共同組織を設けることもありうる。
- 全国単一の監査共同組織が、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。

内部統制システムについて

内部統制システム

組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組み。

地方公共団体における内部統制のイメージ

➤ 地方自治法の整備

地方公共団体は、法令等の遵守等の目的を達成するための体制の整備等必要な措置を講じなければならない旨及び内部統制の実施状況を議会及び住民に報告・公表する旨を規定

➤ 地方公共団体における体制整備

地方公共団体は、条例等により以下の体制を構築

- 首長及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制
- 職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- リスクの管理に関する規程その他の体制
- 内部統制の整備・運用の状況に関する報告及び公表
- その他内部統制の整備・運用を行うための体制

上記の体制を構築した上で、定期的な管理職・職員に対する周知徹底や、必要なモニタリング活動の実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行い、PDCAサイクルとして機能させ続ける